

# 岐阜県公報

第 二 百 二 十 二 号  
令 和 三 年 七 月 三 十 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

( 出 納 管 理 課 ) 四 三 三

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

( 地 域 福 祉 課 ) 四 三 三

指定医療機関の廃止の届出

( 同 ) 四 四 四

指定介護機関の廃止の届出

( 同 ) 四 四 四

### 公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

( 農 地 整 備 課 ) 四 二 五

## 規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表畜産研究所の部畜産研究所養豚・養鶏研究部関市駐在の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
二 宮 医 院	各務原市三井町三丁目三番一	令和 三・ 五・二五
ツク	大垣市南瀬町一 一一八 一	令和 三・ 六・ 一
いまいクリニック	各務原市小佐野町六丁目八六番一	同
クスリのアオキ宝町薬局	多治見市宝町二丁目三五番地	同
クスリのアオキ土岐肥田薬局	土岐市肥田浅野笠神町一丁目三〇番地	同
ハープ調剤薬局坂戸店	可児市坂戸字前田五九九 一	同

岐阜県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

居宅介護事業者等の名称  
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
 サービスの種類

有限会社 ニフコ  
 三 揖斐郡池田町沓井六〇

居宅介護事業所等の名称  
 居宅介護事業所等の所在地  
 廃止年月日

認知症対応型共同生活介護 グループホーム 田舎  
 三 揖斐郡池田町沓井六〇

令和 三・ 五・三一

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
二 宮 医 院	各務原市那加南栄町一六	令和 三・ 五・二四
香 川 医 院	各務原市小佐野町六丁目八六番一	令和 三・ 五・三一

岐阜県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

同

同

介護予防  
認知症  
対応型  
生活介護

同

同

同

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七  
条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	羽根地区
縦覧場所	下呂市役所
縦覧期間	令和3年7月30日から8月30日まで

令和三年七月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社